

令和5年度 会津若松市

つながりづくりポイント事業 登録団体募集!



「つながりづくりポイント事業（愛称：つなポン）」は、会津若松市が行う事業で、市民の地域活動参加と高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るため、ボランティアや介護予防活動などの実績に基づきポイントが付与され、集めたポイント数に応じて、協力店で使える利用券（つなポン券）に交換できる事業です。

ポイントを楽しく集めて、地域のつながりをつくってみませんか♪

対象活動

支援型

高齢者等への地域のボランティア活動

（インターネット動画・スマホ支援、高齢者の生活支援・見守りなど）

※12歳以上の市民・市内在学在勤者がポイントの対象（小学生除く）

参加型

社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動

（いきいき百歳体操、老人クラブ、地域サロンなど）

※60歳以上の市民がポイントの対象

つながりづくりポイント事業は、登録団体での活動が基本となりますので、活動者は登録団体に加入する必要があります。また、令和5年4月1日現在の年齢です。

募集期間

令和4年12月1日（木）～ 令和5年11月30日（木）

活動期間

令和5年4月1日（土）～ 令和6年3月31日（日）

【お問い合わせ・申し込み先】

会津若松市つながりづくりポイント事業事務局
東武トップツアーズ株式会社 会津若松支店

〒965-0037 会津若松市中央三丁目2番11号

ジラルタ生命 会津若松ビル5階

電話：070-8791-8880

070-8791-9349

FAX：0242-24-5623

メール：tsunapon8880@gmail.com URL：https://tsunapon.com

営業時間：9：30～17：30 定休日：土・日・祝日



つなポン会津

検索

詳しくは
ホームページをご覧ください

つなポン登録と活動の手引き

①必要書類の作成・提出

記入例や提出書類一覧表を参考に所定の様式に記入し、事務局に提出します。

- ・提出書類：第1号様式（裏面も）、第2号様式、第12号様式、第13号様式
- ・募集期間：令和4年12月1日（木）～令和5年11月30日（木）

②書類審査・手帳等の送付

申請内容の審査を行い、団体に登録の可否の通知を送付します。

登録決定となった団体には、ポイント手帳、ポイントシールを送付します。



③つなポン活動開始

地域サロン、いきいき百歳体操、ボランティア活動等を行い、ポイント管理者から令和5年度のポイント手帳にポイントシールを貼ってもらいます。（1ポイント＝1シール）

ポイント数	活動内容	ポイント対象活動
1回につき 2ポイント	支援型	高齢者への地域のボランティア活動 ・インターネット動画・スマホ支援、 高齢者の生活支援・見守りなど
1回につき 1ポイント	参加型	社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動 ・いきいき百歳体操、老人クラブ、 地域サロンなど

活動期間：令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

④つなポン券との交換

ポイント手帳に必要事項を記入して事務局へ提出し、利用券（つなポン券）と交換します。

受付期間：令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）

※令和5年度の活動で貯まったポイント数に応じた金額となります（年齢によって金額は異なります。最大で6,000円）。

※令和5年度の手帳は、令和6年度には使用できません。ポイントの繰り越しもできません。

つなポン券は、市内の協力店でのサービスや商品の購入に使用することができます。

利用期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

